

ラテンアメリカにおける先住民言語とアイデンティティ

— ペルーを中心に —

青 木 芳 夫*

Lenguas indígenas e identidad en América Latina: el caso del Perú

Yoshio Aoki

要 旨

グローバリゼーション下のラテンアメリカ、特にペルーにおけるアイデンティティの将来を先住民言語の面から考察する。ケチュア語やアイマラ語、アマゾン諸語はかつて白人系を中心とする他者からの侮蔑の対象であったが、それらを母語とする人々の言語意識にも変化のきざしが見られるようになった。彼らはスペイン語習得への意欲が非常に高い一方、いまだ先住民言語をも維持・回復しようとしている。つまり、スペイン語モノリンガル化ではなく、バイリンガル化が進行しており、このことは、先住民系のアイデンティティの多重化を示唆するものである。

はじめに

2001年6月3日、筆者は日本ラテンアメリカ学会第22回大会（名古屋大学）のシンポジウム＜ラテンアメリカの新世紀＞において「言語とアイデンティティ」について報告した。本稿は、そのときの報告をもとにしている。

I 先住民条約とラテンアメリカ諸国憲法

国際労働機関（ILO）が1989年に採択した第169号条約（独立国における先住民および種族民に関する条約）は一般に先住民条約として知られ、土地・雇用・職業訓練・社会保険・教育などの多岐にわたる面で先住民民族に対して広範な権利を保障している。これまでに同条約を批准した国々は14カ国にのぼるが、そのうち10カ国がラテンアメリカに集中している。具体的には、アルゼンチン、ボリビア、コロンビア、コスタリカ、エクアドル、グアテマラ、ホンジュラス、メキシコ、パラグアイ、ペルーの国々である。これら批准諸国は憲法をはじめとする国内法を整備する義務を負うこととなる。

ちなみに、グアテマラにおける憲法改正案が否決されてしまった今日、この点においてもっとも注目すべき事例は、メキシコであろう。メキシコの現行憲法（1917年制定、1992年改正）は第平成13年9月28日受理 *文学部史学科

4条において「メキシコ国民は、先住民族に始原的に支えられ、複数文化的構成を有する。法律は、彼らの言語・文化・習俗・慣習・資源および特有の社会組織形態を保護し、推進するとともに、国家の管轄権に対する実効的なアクセス権をその構成員に保障する（後略）」[青木訳]と、一方ではメキシコ社会の先住民性を強調しておきながら、他方では20世紀ラテンアメリカ最初の社会革命といわれるメキシコ革命の所産ともいべき1917年憲法第27条によって回復され、保障された土地の共同的所有権を否定するという二律背反的な内容を規定した。形骸化していたとはいえ共同的土地所有権を最終的に否定する憲法改正は、ネオリベリズムの象徴であるところの北米自由貿易協定（NAFTA）へ加盟するための前提条件であった。その結果、同協定が発効する1994年の新年にメキシコ辺境のチアパス州でメキシコ革命の英雄の名を冠したサパティスタ民族解放軍が蜂起し、今日もなお国内外から支持や共感を集めて活動中である。彼らの主張の基盤の一つがILO第169号条約なのであり、国民行動党（PAN）のフォックス大統領下のメキシコ新政権との間で国内法の整備をめぐる応酬が続いている。

本稿の範囲からは逸脱するであろうが、①文化的権利のみならず社会的・経済的権利もまた保障されているか、②個人的権利のみならず集団的権利もまた保障されているか、③国内法の整備はどの程度進んでいるか、④規定が明示的か否か、の4点を規準としながら、ラテンアメリカ諸国における先住民族の現状を今後さらに考察する必要があるであろう。

教育については、この先住民条約は、第6部（教育および通信手段）第28条（児童の教育）において以下のように規定している[訳：宮崎 1993]。

- 1 当該人民に属する児童は、実行可能な場合は、彼ら自身の先住民語またはその属する集団によって最もひろく用いられている言語で読み書きを教えられなければならない。これが実行不可能な場合には、権限のある当局は、その目的を達成する措置の採用のために、これらの人民と協議しなければならない。
- 2 これらの人民が国語または国の公用語の一つを流暢に話すことのできる機会を持つことを確保するための適当な措置がとられなければならない。
- 3 当該人民の先住民語の開発と実行を維持し促進するための措置がとられなければならない。

母語による識字化を掲げながら母語から国家語もしくは公用語への漸進的な移行を当然の前提としていた第107号条約（1957年採択）と比較するならば、この第169号条約は母語による識字化を謳うと同時に、公用語についてはその会話力を習得する機会の保障にとどめているといえる。まだ国際NGOレベルでの取り組みにすぎないが、人権の一つとして「言語権」を主張する運動とも軌を一にする動きである。

ラテンアメリカ諸国憲法を実際に読んでみて第一に気がつくのは、文化的・民族的な多様性もしくは多元性を掲げる国々が少なくないことである。たとえば、アルゼンチン（「先住民族のエスニック的・文化的な先住性」）、ボリビア（「多民族・複数文化の国」）、コロンビア（「エスニック的・文化的な多様性」）、エクアドル（「複数文化的・多民族的な……国家」）、グアテマラ（「マヤ系の先住民族集団を中心とする多様なエスニック集団」）、メキシコ（「先住民族に始原的に支えられ、複数文化的構成」）などがその例である。また、ニカラグアの場合は多様性がエスニック的側面にとどまらず、政治的・社会的側面さらには所有形態（私有・国有に加えて混合的所有）

にまで及ぶ。そして国民投票により僅差で否決されたが、グアテマラの1998年の憲法改正案では、「マヤ・ガリフナ・シンカ諸民族のアイデンティティに対する権利」と明記され、その明示性は1985年憲法時よりも高まっていた。

第二に、ラテンアメリカ諸国憲法によって先住民言語がどのように位置づけられているかをみれば、全国的な公用語レベルではパラグアイだけがスペイン語とグアラニー語の二言語併用を掲げている。それ以外では、厳密には先住民言語ではないが、カリブ海域のハイチがフランス語とクレオール語の両方を公用語とする二言語併用社会である。ちなみに、クレオール語はハイチでは国家語の地位にある。なお、エクアドルの場合、スペイン語は「異文化間関係言語」と呼ばれている。先住民言語を地域的・共同体的な公用語に指定しているのは、ボリビア・ブラジル・コロンビア・ペルーなどの国々である。そして文化遺産という位置づけをしているのが、エクアドル（「文化は人民の世襲財産」）・エルサルバドル・グアテマラ・パラグアイ（グアラニー語以外の先住民言語）などであり、ベネズエラは先住民言語を「先住民族のためには公用に付され、国民ならびに人類の文化遺産を構成する」と規定している。

第三に、二言語・異文化間教育を憲法の中に規定しているのは、アルゼンチン・エクアドル・ペルーなどであり、ブラジル・コロンビア・グアテマラ・パナマなどは教育における二言語併用を明記している。なお、E・ロベスはラテンアメリカ17カ国で二言語・異文化間教育が実施されていると指摘している。

II ペルーにおける先住民言語・教育事情

1) 憲法から見た変遷

先住民言語に言及した最初のペルー憲法は1933年憲法であろう。そこでは公用語であるスペイン語への移行を促進するために先住民言語を利用することが謳われていた。同化のためなら教育手段として先住民言語を利用することがペルー国家によって公認されたわけであるが、これは前掲したILO第169号条約より前の第107号条約（1957年）の規定、つまり母語による識字化と同時に国家語ないし公用語への移行を明記した第23条の規定を先取りしたものである。この憲法の趣旨にのっとり、1952年からは、ペルーの国土を形成する海岸部・山岳部・森林部のうち森林部において、キリスト教系（プロテスタント）の団体で、聖書の翻訳と普及を主目的に掲げる夏期言語研究所（ILV）が、1946年のペルー教育省との協定に基づいて、アマゾン諸語を利用しながら二言語教育を実験的に開始する。この実験教育は、1983年には9県、20の言語集団、1万3508名の児童を対象とするにいたった。

1968年には、いわゆる「ペルー革命」と呼ばれる軍事クーデタが勃発し、ベラスコを首班とする左派軍事政権が誕生する。上からの近代化と国民統合を目指した同政権は、ペルー独立に先駆ける先住民反乱の指導者トゥパック・アマルを統合の新たな象徴として積極的に採用し、1975年には政令第21156号によりスペイン植民地期に先行するインカ期の公用語だったケチュア語をスペイン語と同等の公用語に指定し、地方毎に6種類のケチュア語の辞書と文法書の編纂にのりだした。しかし、ペルーがふたたび民政移管する1980年の前年の1979年に制定された憲法では、ス

ペイン語が共和国全体の公用語に指定されたのに対して、アンデス地方の先住民言語であるケチュア語やアイマラ語もまた地域的な公用語として公認されることになった。アマゾン諸語など、その他の先住民言語は「国民の文化遺産」として新たに規定された。二言語教育の面では、1980年代にはスペイン語・ケチュア語・アイマラ語の三言語圏であるプーノ県農村（ティティカカ湖を挟んでボリビアと国境を接している県）において、旧西ドイツから技術協力をえて、二言語・二文化教育が実験的に開始される。夏期言語研究所が指導したアマゾンにおける二言語教育では先住民言語はスペイン語習得までの一時的・補助的な教授言語にすぎなかったが、プーノ県における実験教育ではケチュア語やアイマラ語を母語とする児童には、これらの先住民言語は教授言語としてスペイン語を母語とする児童にとってのスペイン語と同等の役割を果たすことが期待されるようになった。先住民言語を母語とする児童に対しては、スペイン語は、文字どおり「第二言語」として教育されるようになったのである。この二言語・二文化教育はやがて二言語・異文化間教育と呼ばれるようになる。しかし、1980年代のペルーは他のラテンアメリカ諸国と同じように累積債務問題に苦しみ、特に1985年から90年にかけて政権を担当したアブラ党のA・ガルシア政権は債務支払いの額をペルーの年間輸出所得の1割に限定しようとしたが、世界銀行をはじめとする国際金融界の同意をえられず、孤立することになる。その結果、ペルーは超インフレに見舞われ、プーノ実験教育もまた世界銀行との融資交渉が暗礁に乗り上げた。やがて、その事実上の中心的な推進機関だった二言語・異文化間教育養成プロジェクト（PROEIB）も、活動の中心をペルーから隣国のボリビアへ移転させることとなる。ちょうどボリビアでは1994年以降、アイマラ出身の副大統領が誕生し、「民営化」や「人民参加」や「福祉改革」と並んで「教育改革」が推進されようとしており、「教育改革」の柱として二言語・異文化間教育（スペイン語・ケチュア語・アイマラ語・グアラニー語）が期待されていたところだった。

一方、ペルーでは、1990年に「変革90」運動のフジモリ政権が誕生する。そして「自主クーデタ」後の自己正当化のために制定されることとなるのが1993年現行憲法である。この憲法によれば、もちろん共和国全体の公用語はスペイン語のままであるが、ケチュア語とアイマラ語に加えてアマゾン諸語もまた地域的な公用語として公認されている。それに先立つ1991年には、クスコ県を含むインカ広域行政圏ではケチュア語が正式に地域的な公用語に指定され、二言語・異文化間教育も現在ではもはや実験教育としてではなく、正式の教育課程として農村部ですでに実践されている。ちなみに、クスコ県農村部では1年次から4年次まで算数と総合コミュニケーション（言語に相当する科目）の二つの科目についてケチュア語で教科書が作成され、利用されている。なお、第二言語としてのスペイン語の教科書は現在では使用されていない。ただし、ペルーの初等教育は6年間なので、彼らも5年次・6年次になるとスペイン語で作成された教科書、つまりスペイン語を母語とする児童と同じ教科書を利用することになるという。したがって、スペイン語で作成された教科書がどれだけ異文化間性を反映しているかを考察することが重要となるであろうが、それは今後の課題としておきたい。

2) 国勢調査に見る現状

ペルーでは、1940年以降、ほぼ10年毎に国勢調査が実施されてきた。最近では1993年に実施され、次は2005年に実施される予定である。

1940年以降1981年まで4回の国勢調査によれば、常用語別では日常生活においてスペイン語しか使用しない「スペイン語モノリンガル」が絶対的にも相対的にも急増した。すなわち、1940年には約244万人（44%）だった「スペイン語モノリンガル」が、1981年までに約1457万人（73%）へと、絶対数ではじつに6倍弱、百分比でも約1.66倍に増加した。一方、先住民言語の話者では、たとえば「ケチュア語モノリンガル」は、同じ期間に、約163万人（31%）から約111万人（8%）へと絶対的（0.7倍）にも相対的（0.3倍）にも急減した。ただし、「ケチュア語モノリンガル」が「スペイン語モノリンガル」へと直接、全面的に移行したわけではけっしてなく、「スペイン語とケチュア語のバイリンガル」は同じ期間に相対的には16%から14%への微減にとどまり、絶対的にはむしろ約82万人から207万人へと2.5倍の増加を記録している。このような傾向は、他の先住民言語についてもほぼ認めることができよう。

最新の1993年の国勢調査では、調査規準に大きな変更が加えられた。第一に、それまでは常用語の調査であったものが、今回は母語の調査へと変更された。第二に、その結果、母語としていずれか一つの言語を選択しなくなってきた。これら二つの変更により、従来の国勢調査の結果と比較することが困難になったことは確かであるが、A・チリーノスは93年の国勢調査に基づく詳細な数量分析により今後の言語交替率の予測を行なっている。それによれば、ケチュア語やアイマラ語のようなアンデス諸語では相対的にはかなり減少し、とりわけモノリンガルは急減してきたが、人口の自然増加率を加味した絶対数ではほぼ安定している。1993年では、5歳以上人口の16.6%の母語はケチュア語であった。人口の自然増加率を25%、ケチュア語からスペイン語への言語交替率を20%と仮定すれば、2005年には絶対数では約350万人へと5%の増加を見られるであろうと予測した。その結果、ケチュア語を母語とする者は、ペルー全体では13%ないし15%の範囲におさまることとなる。

一方、アマゾン諸語の場合は、チリーノスによれば、言語間の格差や同一言語内の格差が激しく、言語によっては消滅する場合もあれば、反対に話者が増加する場合もある。ただしアンデス諸語と比較すれば、アマゾン諸語全体としてはスペイン語への言語交替率は低く、絶対的のみならず相対的にも増加を見るかもしれない、とした。その要因として、チリーノスは、言語に対する「愛着」と並んで言語の社会的・政治的な「効用」をあげている。

確かに、ペルーの場合、1968年以降のベラスコ軍事政権の時代に、差別的なニュアンスを含んだ「インディオ」というエスニック的な呼称は「農民」という階級的・職業的な呼称に変更され、アンデス地方には「先住民」共同体が政治的にはもはや存在しなくなる。他方、アマゾン地方では「先住民」共同体がいまなお存続している分だけ、エスニック性を主張しやすい政治的土壌が存在するのである。

Ⅲ アイデンティティとしての先住民言語

現在ペルーの二言語・異文化間教育課の課長をつとめるJ・C・ゴデンツィは、1990年にプーノ市で都市移住者の意識調査を行なったことがある。それによれば、都市への移住やスペイン語化は、出身農村での習慣やケチュア語の放棄にはつながらなかった。スペイン語の習得はスペイン語へのモノリンガル化ではなく、スペイン語とのバイリンガル化を意味したにすぎなかった。彼が言語以外に着目した調査項目には、地母神信仰を意味する「土地への支払い」や、祭礼・舞踊、通過儀礼、コカ占い、自然薬の利用などがあつた。

ややもすれば早合点してしまいそうになるが、スペイン語を話すようになったからといって先住民系でなくなったわけではない。ただし、アイデンティティの基軸を、言語以外に求めるとすれば、何に求めたらよいのであろうか。また、アイデンティティを規定する主体とは、いったい誰なのであろうか。少なくとも主体については、当事者こそ自らを規定する主体とならなければならない。

このアイデンティティの問題を、筆者の個人的体験をまじえながら考察する。

次のような言葉を紹介することから出発したい。「いままで孤立をもたらしてきた [先住民] 諸語が、自らの消滅を早める道具に変わるであろう。」(1950年) これは、中央政府の認可のもとではペルーで最初の二言語教育をアマゾン地方で実施することとなる夏期言語研究所の創立者W・C・タウンゼントの言葉である。ここでは明らかに、先住民諸語の将来を定める主体は、当事者であるアマゾン諸民族集団ではなかった。

筆者がはじめてペルーに留学したのは1984年4月から翌年3月にかけての1年間であつた。当時ケチュア語会話の集中講座が開設されていたのは、アンデス司牧研究所(クスコ市)が毎年1月から2月にかけて司牧関係者向けに開催していた講座だけであつた。一般の研究者にすぎなかった筆者も参加を許され、司牧関係者と寝食を共にしながらケチュア語を学ぶ機会を得た。司牧関係者といっても外国出身者が多い参加者の中に「解放の神学」派の師のもとで学ぶ、クスコ市出身のミスティア系の神学生がいた。彼は、クスコ市内でも誰彼なくケチュア語で話し掛ける筆者の姿を見て、ケチュア語は人を見て話し掛けるように、という趣旨の忠告してくれた。「ケチュア語はおくれた言語だ」という当時まだ圧倒的に支配的だった風潮からすれば、当然の忠告だったのかもしれない。ただ、筆者にも、ケチュア語を話し掛けるにも一種のTPOがあり(たとえば、まず社会的威信言語であるスペイン語で話し掛けよ)、それを決めるのはスペイン語話者であること、またスペイン語とケチュア語との間には厳格な境界線が存在することが、おぼろげながらも理解できた。

1981年の国勢調査によれば、5歳以上の都市人口966万人のうち、135万人(13.9%)はケチュア語の常用者であり、その大半の118万人がバイリンガル層であつた。海岸部に位置する首都リマなどの「アンデス化」を象徴するような現象の一つである。クスコ市でもそうであつたが、このリマ市でも、タクシー運転手や郵便局員などに対してケチュア語で話し掛けたりすると、ケチュア語で返事が返ってくる経験をすることができた。ただし、クスコ市と比較すると、リマ市で返ってくるケチュア語はだいたいスペイン語のまじった、崩れたようなケチュア語が多かつたよ

うに思う。それがよいのか悪いのか、という判断は別問題である。筆者が外国人であるという点を割り引いて考えなければならないであろうが、ケチュア語話者の意識がしだいに変化してきているように筆者は考えはじめていた。

1994年4月から5ヵ月間、筆者は再びペルーに留学する機会を得た。このときには、クスコ市近郊のユカイ地区に滞在し、宗教儀礼を中心に調査した。と同時に、前掲のゴデンツィのプーノ市における都市移住者調査にならって言語意識に関するインタビューを行なった。ユカイ地区はクスコ市からマイクロバスで1時間半あまりに位置する近郊農村であるが、ペルーの規準によればその大半が「都市部」に分類されている。現在ではクスコ市の通勤・通学圏に入っており、人々の学歴もかなり高い。インタビューでは、ケチュア語モノリンガルの1名を除くと、すべてケチュア語バイリンガルであった。結論的には、ゴデンツィの調査結果を裏付けるものとなり、バイリンガル層は地元の伝統や慣習に愛着を抱き、ケチュア語の将来について悲観的ではあるが、どこか余裕を感じさせる回答ぶりであった。ある女性は、ケチュア語ではなく意識的にスペイン語で息子を養育したが、成人した息子は医者を目指すようになり、僻地での研修でケチュア語に苦しみようになった経験を、雑談として話してくれた。

1999年4月から5ヵ月間、筆者は3回目のペルー留学を果たした。再び、主としてユカイ地区に滞在しながらパラグアイやボリビアにも旅行し、二言語・異文化間教育について考察することとなった。このときにペルーのクスコ県でも二言語・異文化間教育が正規的教育課程として採用されていることに、じつは非常に驚いた。しかも、ユカイ地区でも、峠を一つ越えたサンフアン地区で二言語・異文化間教育が実践されているというので、ほんとうに意外な気がした。ペルーの場合、特にクスコ県の場合、「上から」の取り組みという印象が強いことは確かであるが、また「官製の」という修飾語つきにしても、二言語・異文化間教育は、従来の教育方式よりも希望を抱かせるものである。

また、1999年にはペルー山岳部中部のフニン県ワンカーヨ市を訪問した。第1回目の留学のときに旅行したことのある思い出の都市である。(第2回目の留学のときにはペルー中部大学に所属した。) 当時はリマ市から高山列車に乗ってワンカーヨ市まで旅行した。同市は、クスコ市やアヤクチュ市をリマと結ぶ交通の要衝に当たる。そのため、1980年代にはテロリズムの嵐に見舞われた都市でもある。今日では、長距離バスが主要な交通手段となっている。フニン県はかつてはケチュア語圏の一つであったが、今日ではケチュア語話者は減少の一途を辿り、高齢化が顕著である。しかし、1999年には新しい現象も見られるようになった。ワンカーヨ市は日系ペルー人の多い町の一つであり、ある日系の知人からの情報によれば、30代、40代の年齢層の中からケチュア語を学び直そうとする動きがあるという。つまり、ケチュア語を母語とする両親からスペイン語で育てられた世代が、成人した今、ケチュア語を第二言語あるいは第三言語として学ぼうとしているのである。じっさい、最初の留学のときにワンカーヨ市近郊の農村を案内してくれた旅行ガイドと偶然再会してみると、先住民系というよりもミスティに属すると思われるが、彼自身がそのような例の一人であった。

このように、先住民系を中心としてペルー人の先住民言語に対する意識は着実に変化してきているように、筆者には思われる。少なくとも、ケチュア語の将来を決定するのは、グローバリゼ

ーションの波とともにペルー各地、さらには海外へと旅立っていった者をも含む、先住民系のペルー人自身であろうし、彼らがアイデンティティの多重化をめざすのなら、非先住民系の人々も彼らに呼応してアイデンティティの多重化に向けて行動をおこすことが重要になるであろう。

最後に、ペルーをはじめとしてラテンアメリカ全般に1990年代に二言語・異文化間教育を普及せしめてきたのは、都市における市民運動や社会運動を含む先住民民族および先住民系の運動であり、ラテンアメリカが累積債務危機に見舞われ、「失われた10年」と呼ばれた1980年代に新たに興隆した政治・社会面における民主化運動全体であることを指摘しておきたい。

参考文献

- Andrés Chirinos, "Las lenguas indígenas peruanas más allá del 2000", *Revista Andina*, Año 16, No. 2, 1998.
- Juan Carlos Godenzzi, 'Cambios lingüísticos y modernización en los Andes: el caso de Puno', en Enrique Urbano, comp., *Tradición y modernidad en los Andes*, Cusco, 1992.
- 青木芳夫「『ペルー・ボリビアの二重言語＝異文化間教育＝教科書に見る』展について」『奈良史学』第18号、2000年
- 同 「変化の中のケチュア語」『奈良大学総合研究所所報』第7号、1999年
- 同 「ペルーの二重言語教育の二類型」『奈良史学』第5号、1987年
- 言語権研究会編『ことばへの権利』三元社、1999年
- 宮崎繁樹ほか著『現代日本の人権状況—未批准国際条約から考える—』大村書店、1993年

RESUMEN

En este artículo el autor examina sobre el futuro de identidad y las lenguas indígenas de América Latina, sobre todo del Perú, en la época de la globalización. Las lenguas indígenas no han sido estimadas adecuadamente en la sociedad nacional del Perú. Pero, la postura de los indígenas cuya lengua materna es quechua, aymara o amazónica está cambiando. Ellos quieren dominar el castellano ansiosamente, y al mismo tiempo esperan mantener o recuperar su lengua materna o lengua indígena. Esto quiere decir lo siguiente. El fenómeno que está ocurriendo en el Perú no es la monolingüización hacia el castellano sino la bilingüización con el castellano. Los peruanos indígenas están andando hacia la pluralización de su identidad.